

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

子育て支援の一環として、子どもの医療費助成における入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成対象者を「中学生まで」から「高校生等まで」に、通院に係る医療費の助成対象者を「小学生まで」から「高校生等まで」に拡充する。

第2 改正の内容

受給対象者に関する規定の整備（第2条及び第3条）

第2条

「子ども」の定義を「満15歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者」から「満18歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者」に変更する。

第3条

入院外（通院）に係る除外対象であった「満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を削除する。

	就学前	小学生	中学生	高校生等
入院 指定訪問看護	現行（中学生まで）			拡充
入院外 （通院）	現行（小学生まで）		拡充	

第3 施行期日等

令和5年10月1日

※施行日前における満15歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の入院及び指定訪問看護医療費並びに満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の通院医療費については、助成対象としないものとする。

岩見沢市条例第16号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第3条第1項第1号中「(満12歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩見沢市福祉医療費助成に関する条例第2条及び第3条の規定は、施行日以後の医療費の助成について適用し、施行日前の医療費の助成については、なお従前の例による。